

PayPay あと払い会員特約（PayPay カード会員用）

第1条（適用）

1. PayPay あと払い会員特約（PayPay カード会員用）（以下、「本特約」といいます。）は、PayPay カード会員（以下、「本会員」といいます。）のうち、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay 利用規約」に同意し PayPay アカウントを保有したうえで、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する PayPay あと払い（QR コード等を利用して PayPay カード情報を用いてクレジット決済を行うことのできるサービスをいいます。）に当社所定の方法により登録した本会員（以下、「本特約会員」といいます。）に適用されます。
2. 本特約は、PayPay あと払いの利用に際して、PayPay カード会員規約、PayPay カード個人情報の取扱に関する同意条項及びこれらに付随する各サービス規約等（以下、総称して「PayPay カード会員規約等」といいます。）に補充的に適用されるものであり、本特約会員には、PayPay カード会員規約等が引き続き適用されます。なお、本特約にて用いる用語は、本特約にて特に定義した場合を除き、PayPay カード会員規約等の定めに従います。

第2条（PayPay あと払いの概要）

1. 本特約会員が当社所定の方法で登録を行うことにより、PayPay アプリの支払方法として PayPay あと払いが追加されます。
2. 本特約会員は、PayPay の加盟店で商品の購入やサービスの提供を受けることができます。
3. PayPay あと払いの会員メニュー（以下、「会員メニュー」といいます。）上には、PayPay カードの利用情報や属性情報、カード情報（氏名、会員番号及びカードの有効期限等）等が表示されます。

第3条（利用条件及び留意点等）

本特約会員は、PayPay あと払いの利用にあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。

- (1) PayPay あと払いの利用には PayPay アカウントの発行・維持が必要です。
- (2) 別途、当社が定める「PayPay あと払い会員メニュー利用者規定（PayPay カード会員向け PayPay あと払い特約）」「電磁化書面規定（割販）（PayPay カード会員向け PayPay あと払い特約）」「電磁化書面規定（貸金）（PayPay カード会員向け PayPay あと払い特約）」に基づき、当社が交付する明細書等の書面（法令等で交付が必要な書面を含みます。）を電磁的方法で提供を受けることに承諾し、電磁的方法にてその内容の確認をするものとします。

第4条（提供サービスと利用）

1. 本特約会員は、当社からの PayPay あと払いの利用に関するご案内、注意事項、その他別途定める規定等がある場合はそれに従うものとし、違反した場合、PayPay あと払いを利用できない場合があります。
2. PayPay あと払いに付随する、ヤフー株式会社（以下、「ヤフー」といいます。）、PayPay 及び両社と提携するサービス提供会社（以下、総称して「各サービス提供者」といいます。）が提供するサービス並びにその内容については、各サービス提供者がホームページ等その他各サービス提供者所定の

方法により本特約会員に通知又は公表します。本特約会員は、各サービス提供者が提供するサービスを利用する場合、各サービス提供者の規定に従うものとします。

第5条（PayPay 残高利用規約の適用）

本特約会員が PayPay あと払いを利用した場合、PayPay の定める「PayPay 残高利用規約」（<https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/>）に従い、PayPay ポイントが付与されます。

第6条（通信端末機器等の管理責任）

1. PayPay あと払いを利用するために必要な通信携帯端末機器及びソフトウェア等（以下、「通信端末機器等」といいます。）、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は本特約会員の負担と責任において行うものとします。
2. 本特約会員は、会員メニューを利用する自己の占有又は管理下にある通信端末機器等及び当該通信端末機器等に自ら設定したパスワード、暗証番号その他の本人認証方法等（以下、「パスワード等」といいます。）、並びに通信端末機器等に表示されるカード情報の管理につき、善良なる管理者の注意義務を自ら負うものとします。
3. 本特約会員は、通信端末機器等又は PayPay アカウント（PayPay ID その他の本人認証方法等を含みます。）を他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供したり、パスワード等の情報及びカード情報を理由の如何を問わず預託・提供したりすることは一切できません。
4. 本特約会員は、前三項への違反その他通信端末機器等、パスワード等又はカード情報の管理不十分及びこれらに起因する第三者による PayPay あと払いの利用又は本特約会員による使用上の過誤その他これらに準じる全ての事由によって本特約会員に生じた損害であっても自ら責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きます。
5. 当社は、通信端末機器等を通じた PayPay あと払いの提供に関し、その完全性、正確性、適用性、有用性、最新性、継続性、通信端末機器等への適合性、動作性、安全性等を保証するものではありません。また当社は、当社に故意又は過失に基づく債務不履行があるときを除き、通信端末機器等を通じた PayPay あと払いの利用により発生した本特約会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、通信端末機器等を通じて PayPay あと払いを利用できなかったことにより発生した本特約会員又は第三者の損害に対し、損害賠償義務その他いかなる責任も一切負わないものとします。

第7条（通知等）

1. 本特約会員は、PayPay あと払いの利用に際し、当社所定の方法により本特約会員が利用する携帯電話番号又は電子メールアドレスを当社に登録するものとします。
2. 当社は、本特約会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の携帯電話番号若しくは電子メールアドレス宛にショート・メッセージ・サービス若しくは電子メール等を使用し、PayPay あと払いに関する必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本特約会員の承諾を得るものとします。

3. 本特約会員は、当社からの通知を受領することのできるよう通信端末機器等を利用及び管理するものとします。通信端末機器等を通じて当社からの通知を受領することのできない状態に置かれている場合、本特約会員において当該通知を通常受領されるべき時に受領したとみなされるものとします。
4. 当社は、本特約会員に対し、Yahoo! JAPAN ID 又は PayPay アカウントにログイン中、ヤフーのウェブサイト又は PayPay アプリ上若しくは会員メニューにおいて、PayPay あと払いの利用に関する案内、通知等の発送状況等に関する案内、請求額の案内、その他必要事項を通知することがあります。本特約会員は、当該通知に関して善良なる管理者の注意をもって管理・受領するものとし、Yahoo! JAPAN ID 又は PayPay アカウントにログインされた状態で、本特約会員以外の第三者が表示された通知等を閲覧することなどにより本特約会員に発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第8条（通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等）

1. 本特約会員は、通信端末機器等及びパスワード等が紛失・盗難等にあった場合、又は第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社に連絡するとともに、PayPay アカウントからのログアウト又はパスワード等の無効化等、損害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるものとします。また、当社からの指示がされた場合には、本特約会員は、これに従うものとします。ただし、当社への連絡は、本特約会員を免責するものではないものとします。
2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による PayPay あと払いの不正利用に係る一切の支払債務について、本特約を適用し、全て本特約会員が負担するものとします。ただし、不正利用につき警察署及び当社に届け出るとともに、当社が書類、情報その他証拠となるものの提出を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。
3. 前項ただし書の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。
 - (1) 紛失、盗難等が本特約会員の故意又は重大な過失によって生じた場合
 - (2) 本特約会員の家族、同居人、留守人その他本特約会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、本特約会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合
 - (3) 本特約会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合
 - (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合
 - (5) 本特約会員が本特約に違反している場合
 - (6) 紛失、盗難等が虚偽である場合
 - (7) 本特約会員が当社の請求する書類の提出を拒み、提出した書類に虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合
 - (8) 暗証番号その他本特約会員の本人確認のために用いられる番号・記号等（以下、「暗証番号」といいます。）を使用する PayPay あと払いの利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで PayPay あと払いの利用が行われた場合

- (9) 本特約会員が免除の申し出をした日から1年以内に再び免除の申し出をした場合
 - (10) 不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合
 - (11) PayPay が定める PayPay 補償制度に関する規約第3条各号に該当する場合
4. 本条第2項ただし書に定める支払免除の規定は、本条第2項に定める当社への連絡が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る不正な使用が最初に行われた日）から2年を経過する日より後に行われた場合には適用されないものとします。

第9条（PayPay あと払いの利用停止、本特約会員資格取消し）

1. 本特約会員が、本特約又は PayPay カード会員規約等に違反し若しくは違反するおそれがある場合、本特約会員の PayPay あと払い又は PayPay カードの利用状況について、換金目的とした商品購入の疑いがある等不適當又は不審があると当社が認めた場合、PayPay あと払い又は PayPay カードの利用の継続が不適當であると当社が認めた場合、本特約会員本人の同一性に関し疑義が生じた場合、通信端末機器等の第三者による不正利用を未然に防止する必要があると当社が認めた場合、PayPay カードの利用が停止された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本特約会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。
- (1) PayPay あと払いの利用をお断りすること
 - (2) PayPay あと払いの利用を停止（PayPay あと払いの全部又は一部の利用停止、並びに、付帯サービス等及びその機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）すること
 - (3) 加盟店等に対し PayPay あと払い及び PayPay カードの無効を通知すること
 - (4) 当社が必要と認めた法的措置をとること
 - (5) PayPay カードの利用をお断り又は利用を停止する（PayPay カードの全部又は一部の利用停止、並びに付帯サービス等及びその機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）こと
2. 本特約会員が PayPay から PayPay アカウントを一時停止された場合、PayPay あと払いを利用することができなくなる場合があります。
3. 第1項各号の措置は、加盟店を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。
4. 当社は、本特約会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合は、本特約会員に通知することなく本特約会員資格又は PayPay カード会員資格の一方又は両方を喪失させることができ、加盟店等に PayPay あと払い又は PayPay カードの無効を通知又は登録することがあります。
- (1) 本特約会員が PayPay から PayPay アカウントを削除された場合
 - (2) 本特約会員が PayPay あと払いの登録又は PayPay カードの申し込みその他当社への申し込み等で虚偽の申告をした場合
 - (3) 本特約会員が本特約又は PayPay カード会員規約等のいずれかに違反した場合
 - (4) PayPay カード会員資格を取り消された場合（退会した場合を含みます。）
 - (5) 換金を目的とした商品購入の疑い等、本特約会員の PayPay あと払い又は PayPay カードの利用状況が不適當若しくは不審があると当社が認めた場合
5. 本特約会員は、PayPay あと払い又は PayPay カードが機能停止した場合には、当社又は各サービス提携先が提供する付帯サービス等を利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第10条（退会）

1. 本特約会員は、PayPay あと払いだけを退会することができません。PayPay あと払いを退会する場合、PayPay カードも退会となります。
2. PayPay カードを退会すると、PayPay あと払いも退会となります。
3. 本特約会員は、当社又は各サービス提供者が提供する付帯サービス等について、PayPay あと払いを退会した時点で利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第11条（本特約の変更）

1. 本特約会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本特約を変更する必要がある場合には、当社が本特約を変更することがあることを承諾するものとします。
2. 当社は、本特約の一部若しくは全てを変更する場合は、変更内容に応じた期間を設けて、当社所定のウェブサイト又は会員メニューその他当社所定の方法により本特約会員にその内容をお知らせします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、本特約会員が本特約の変更日までの間に異議を述べない場合又は本特約の変更日以降に本特約会員が PayPay あと払いを利用した場合には、本特約会員は変更内容を承諾したものとみなして、変更後の本特約を適用します。
3. 本特約会員が変更後の本特約を承諾しない場合には、本特約会員又は当社から PayPay あと払いを退会することができるものとします。

以上

2022年11月7日